

後期高齢者 医療制度の 保険料

75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり加入を希望する方は、それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。



●問い合わせ

- ・ 県後期高齢者医療広域連合
☎052-955-1227
- ・ 役場保険医療課 内線153

保険料(令和4年度)の計算方法

$$\text{均等割額} + \text{所得割額} = 49,398円 + (\text{所得金額} - \text{基礎控除額}^*) \times 9.57\%$$

令和4・5年度

均等割額	所得割率	保険料の上限額
49,398円	9.57%	66万円

合計所得金額
2,400万円以下…43万円
2,400万円超2,450万円以下…29万円
2,450万円超2,500万円以下…15万円
2,500万円超…適用なし

均等割額の軽減

世帯主と被保険者の所得金額などの合計額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円× (給与所得者等 ^{*1} の人数-1) ^{*2} 以下	7割軽減	14,819円
43万円+(28.5万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等 ^{*1} の人数-1) ^{*2} 以下	5割軽減	24,699円
43万円+(52万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等 ^{*1} の人数-1) ^{*2} 以下	2割軽減	39,518円

※1 給与所得者等…給与所得(給与収入が55万円超)または公的年金等にかかる所得(令和3年12月31日現在、65歳未満の方は当該公的年金等の収入金額が60万円超、65歳以上の方は当該公的年金等の収入金額が125万円超)を有する方

※2 世帯主および世帯の被保険者の中に給与所得者等が2名以上いる場合は、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える

注意

- ・ 令和3年1月1日施行の地方税法の改正(給与所得控除・年金所得控除の引き下げ・基礎控除の引き上げなど)に伴う「意図せざる影響や不利益」が生じないようにするため、軽減対象となる所得要件を変更
- ・ 令和3年12月31日現在、65歳以上の方の公的年金所得は通常の所得から15万円を控除した額で判定

■被扶養者だった方の保険料の特例(国民健康保険・国民健康保険組合加入者は除く)
後期高齢者医療被保険者になる前口に、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方は、後期高齢者医療保険資格取得後2年間、均等割額が5割軽減され(年額2万4600円)、所得割額は当面の間課せられません。

納付方法

特別徴収

次のいずれにも該当する方は、原則年金から天引きされます(年6回偶数月)。該当しない方は、納付書または□座振替により納めます。
・ 年額18万円以上の公的年金受給者
・ 介護保険料を特別徴収され、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えない方

普通徴収

7月中旬に送付する納付書または□座振替により納付します。

納期限							
第8期	第7期	第6期	第5期	第4期	第3期	第2期	第1期
2月28日 ㊦	令和5年 1月31日 ㊦	12月26日 ㊦	11月30日 ㊦	10月31日 ㊦	9月30日 ㊦	8月31日 ㊦	8月1日 ㊦
							納期限

※行政サービスコーナー

(イオンモール東浦2階)でも納付可能

□座振替選択制度

保険料の特別徴収を中止し、□座振替で納付したい方は、預金通帳、通帳印、保険証を持参し、役場保険医療課で手続きをしてください。

普通徴収の方は、便利で確実な□座振替の手続きを!

□座振替の手続きは、役場保険医療課または金融機関で申し込んでください。国民健康保険税を□座振替で納めていた方も再度手続きが必要です。

納付が難しいときは

特別な事情により、保険料の納付が難しいときは、未納のままにせず、早めに役場保険医療課へ相談してください。また、①～④のいずれかに該当する場合、申請により保険料の減免が認められる場合があります。
①災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
②事業の廃止、失業などに

令和4年度は
新しい被保険者証を
全員に2回送付します

被保険者証の更新

■被保険者証の更新

7月頃送付

1回目
被保険者証 **赤茶色**



有効期限

8月1日～9月30日

9月頃送付

2回目
被保険者証 **青色**



有効期限

10月1日～
令和5年7月31日

10月以降
使用開始

■窓口負担割合の変更

10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方など)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。負担割合は、9月頃届く青色の被保険者証で確認してください。

■問い合わせ

あいち後期高齢者医療コールセンター

☎0570-011-558

※開設期間は7月11日(月)～12月28日(水)

より収入が著しく減少した場合
③ 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った場合
④ 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合

医療機関の窓口で 支払う自己負担割合

医療機関の窓口で支払う一部負担金は、かかった医療費の1割です。ただし、課税所得が年額145万円以上ある世帯は3割負担となります。

なお、令和4年10月1日から、1割負担の方のうち一定以上の所得のある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。医療費が自己負担限度額を超えたとき

は、あとから高額療養費として差額を返金しますので、手続きをしてください。
低所得者(住民税非課税世帯)Ⅰ・Ⅱまたは現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、医療機関での自己負担額が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の申請ができます。現在お持ちの方で8月以降も対象となる方には、新しい認定証を7月中に郵送します。

後期高齢者 福祉医療費受給者証の 更新申請書の提出はお早めに！

有効期限が令和4年7月31日の後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方に、6月上旬に「更新申請書」を郵送し、6月24日(金)までに保険医療課へ提出するように案内しています。

「更新申請書」の提出がない場合は新しい受給者証の発行ができません。まだ提出がお済みでない方は早急に提出をお願いします。申請書を提出した方で、審査の結果引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します

●問い合わせ 保険医療課 内線153

負担区分		自己負担限度額(1か月あたり)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割負担	現役並み所得者		
	Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円	医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算【140,100円※1】
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円	医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算【93,000円※1】
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円	医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算【44,400円※1】
1割負担	一般※2	18,000円 年間上限 (8月～翌7月) 144,000円	57,600円 【44,400円※1】
	低所得者 (住民税非課税世帯)	Ⅱ	24,600円
		Ⅰ	15,000円

※1 過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の限度額

※2 医療費の窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があり、令和4年10月1日～令和7年9月30日は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。